

追加特記仕様書 新旧対照表

改正後	現行
水道工事特記仕様書 令和 7年 4月10日改定 I 共通編 1 総則 1. 1 ～ 1. 4 (略) 1. 5 建設副産物 1. 5. 1 ～ 1. 5. 2 (略) 1. 5. 1 1 提出書類 1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、排出事業者として、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 2 ～ 3 (略) 以下、略	水道工事特記仕様書 平成22年12月10日制定 平成23年 4月 1日改定 平成26年 3月 1日改定 平成27年 8月 1日改定 平成28年 1月 1日改定 平成28年12月 1日改定 平成30年 4月 1日改定 平成31年 4月 1日改定 令和 3年 3月 1日改定 令和 5年 1月13日改定 令和 5年12月 1日改定 I 共通編 1 総則 1. 1 ～ 1. 4 (現行のとおり) 1. 5 建設副産物 1. 5. 1 ～ 1. 5. 3 (現行のとおり) 1. 5. 1 1 提出書類 1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出するものとする。 ただし、電子マニフェストシステムによる場合は、受渡確認票を提出することでこれにかえることができる。 2 ～ 3 (現行のとおり) 以下、現行のとおり